平成２６年（フ）第１０２６０号
千葉県習志野市鷺沼台３丁目１―11
債務者　桜井　純子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野　剛
4　破産債権の届出期間　平成26年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６７号
静岡県藤枝市茶町２丁目23番36号
債務者　川岸　登
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　紀子
4　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６８号
静岡県藤枝市茶町２丁目23番36号、住民票上の住所静岡県藤枝市音羽町３丁目８番２―１号
債務者　川岸　聡子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　紀子
4　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９６号
静岡県伊豆の国市田京1258番地の437　なぎの家
債務者　小松　史佳
法定代理人保佐人　出田　早苗
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内笹井　明
4　破産債権の届出期間　平成26年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１００８７号
東京都大田区大森北１丁目12―７―701
債務者　篠原　栄
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲葉不二男
4　破産債権の届出期間　平成26年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２５６号
東京都葛飾区四つ木２丁目18―24
債務者　江上　慎介
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野塚　格
4　破産債権の届出期間　平成26年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００８９号
東京都練馬区高野台３丁目33―19―302
債務者　南部　崇
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　玄
4　破産債権の届出期間　平成26年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１３３号
東京都渋谷区恵比寿南２丁目12―３―102
債務者　谷口　珠枝
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　美香
4　破産債権の届出期間　平成26年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２５４号
神奈川県相模原市中央区宮下本町３丁目29―６　コーポ岡本Ｂ―102
債務者　熊田　進一
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　徹
4　破産債権の届出期間　平成26年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８７１号
千葉県浦安市当代島１丁目17―28
債務者　大塚　僚一
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土田　一裕
4　破産債権の届出期間　平成26年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３４号
秋田県山本郡八峰町峰浜塙字坊沢90番地
債務者　畠山　江里
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第１２４号
茨城県牛久市井ノ岡町4120番地３
債務者　山本　祐介
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
茨城県取手市光風台３丁目６番９号
債務者　佐藤　航
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
茨城県取手市白山５丁目７番24号
債務者　塚田　出
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
茨城県取手市白山５丁目７番24号
債務者　塚田　久枝
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係